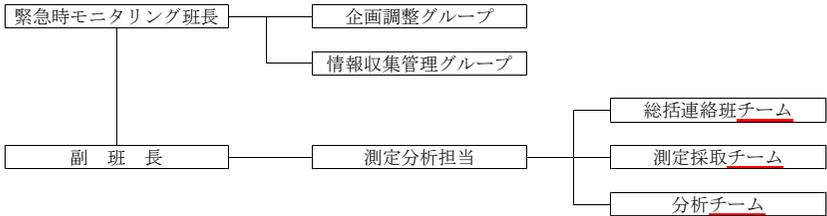
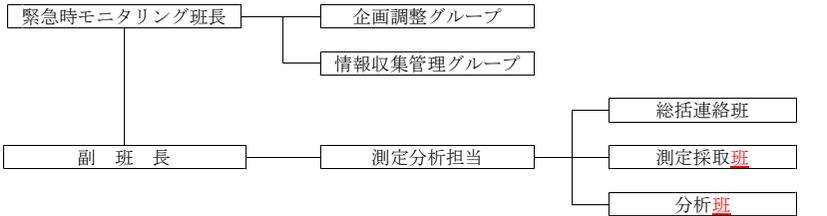


現 行	修 正 後	修正事由
<p>(9) 原子力被災者生活支援チームとの連携 道は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(10) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1 住民等に対する広報 (1) 道は、警戒事態発生以後、原子力災害の特殊性に鑑み、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じ広く道民に対し情報提供を行うものとする。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 道は、施設敷地緊急事態発生以後、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ的確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</p> <p>(3) 道は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</p> <p>(4) 知事は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1) 道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリング結果、参考となる気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、直ちにテレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、緊急速報メールや道のホームページ等を通じて住民等に対して情報の提供を行うものとする。 また、関係町村に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。 また、関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</p>	<p>(9) 原子力被災者生活支援チームとの連携 道は、初期対応段階における防護対策区域からの住民避難等完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(10) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めるときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1 住民等に対する広報 (1) 道は、警戒事態発生以後、原子力災害の特殊性に鑑み、本庁（原子力安全対策課）又は各総合振興局・振興局を通じて道内の全市町村に連絡するとともに、報道機関などを通じ広く道民に対し情報提供を行うものとする。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 道は、施設敷地緊急事態発生以後、国、関係町村、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携の下、広報体系を一元化して迅速かつ的確な、また、様々な情報伝達手段を活用し、継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。</p> <p>(3) 道は、情報の提供に当たり、情報の発信元を明確にするとともに、要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しては、道路管理者等に事故情報を提供し、それらの関係機関と連携した広報に努める。</p> <p>(4) 知事は、災害対策本部及び現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。発表する情報については、迅速性、正確性、信頼性を確保するとともにわかりやすく丁寧な説明を行うものとする。また、オフサイトセンターに現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、国等と協議のうえ、合同で広報対応に努めるものとする。</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1) 道は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリング結果、参考となる気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。</p> <p>(2) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、直ちにテレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請するほか、緊急速報メールや道のホームページ等を通じて住民等に対して情報の提供を行うものとする。 また、関係町村に対しては、住民等の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。</p> <p>(3) 道は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報等があった場合は、第一管区海上保安本部長に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。 また、関係漁業無線局にも緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して、情報の提供を行うものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(4) 道は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ（インターネット）等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</p> <p>(5) 道は、各総合振興局・振興局を通じて、各市町村に対して必要な情報を連絡するとともに、各市町村は住民等に対して必要に応じて情報を提供する。</p> <p>(6) 道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</p> <p>(7) 道が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 泊発電所における対策状況 (ウ) 災害の現況及び今後の予測 (エ) 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 (オ) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>(8) 道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。 関係町村が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) 避難経路における渋滞情報等 (7) その他必要と認める事項</p> <p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 道は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、道と連絡調整の上、行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><図3-3-1> (略)</p>	<p>(4) 道は、道民に対して、テレビ、ラジオ、新聞や道のホームページ（インターネット）等を通じて必要な情報を提供するとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。</p> <p>(5) 道は、各総合振興局・振興局を通じて各市町村に対して必要な情報を連絡する<u>ものとし</u>、各市町村は、<u>住民等</u>に対して必要に応じて情報を提供する。</p> <p>(6) 道は、住民等からの問い合わせに対応するために、住民問い合わせ窓口を設置し、必要な情報提供を行う。</p> <p>(7) 道が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 泊発電所における対策状況 (ウ) 災害の現況及び今後の予測 (エ) 道及び関係町村並びに防災関係機関の対策状況 (オ) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>(8) 道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。 関係町村が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故の概要 (2) 泊発電所における対策状況 (3) 災害の現況及び今後の予測 (4) 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項 (6) 避難経路における渋滞情報等 (7) その他必要と認める事項</p> <p>4 第一管区海上保安本部への広報及び指示伝達の協力要請 道は、周辺海域の船舶等に対し、迅速かつ的確に情報等の提供又は指示内容を伝えるため、第一管区海上保安本部長に対し、広報等の実施について協力を要請するものとする。</p> <p>5 その他の防災関係機関の行う広報 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報については、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認し、道と連絡調整の上、行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><図3-3-1> (略)</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由																				
<p>第4節 緊急時モニタリング</p> <p>道が行う緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。</p> <p>なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>知事は、警戒事態になった場合、オフサイトセンター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。</p> <p>また、施設敷地緊急事態に至った際に、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げることから、道の緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターに参画し国の統括の下で緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請</p> <p>緊急時モニタリング班長は、必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長に対し、国の動員計画による、緊急時モニタリング要員の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>ア 緊急時モニタリング班の組織</p> <p>緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>  <p>イ 緊急時モニタリング班の業務</p> <p>緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 1145 943 1425"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理	情報収集管理グループ	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達	<p>第4節 緊急時モニタリング</p> <p>道が行う緊急時モニタリングの体制及び実施内容等については次のとおりであり、その詳細は「緊急時モニタリング計画」及び「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」によるものとする。</p> <p>なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p>1 緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>知事は、警戒事態になった場合、オフサイトセンター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとする。</p> <p>また、施設敷地緊急事態に至った際に、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げることから、道の緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリングセンターに参画し国の統括の下で緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請</p> <p>緊急時モニタリング班長は、必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長に対し、国の動員計画による、緊急時モニタリング要員の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。</p> <p>(3) 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>ア 緊急時モニタリング班の組織</p> <p>緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし緊急時モニタリング班の組織は、図3-4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図3-4-1 緊急時モニタリング班の組織図</p>  <p>イ 緊急時モニタリング班の業務</p> <p>緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1061 1145 1868 1425"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班 長</td> <td>1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括</td> </tr> <tr> <td>副 班 長</td> <td>1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理</td> </tr> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	業 務	班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括	副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理	企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理	情報収集管理グループ	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達	<p>組織名称の修正</p>
グループ	業 務																					
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																					
副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																					
企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理																					
情報収集管理グループ	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達																					
グループ	業 務																					
班 長	1 緊急時モニタリング班の指揮及び業務の総括																					
副 班 長	1 班長補佐又は代理 2 緊急時モニタリング実施の管理																					
企画調整グループ	1 緊急時モニタリング実施内容の検討 2 緊急時モニタリング実施計画案の修正 3 指示書・作業手順書の作成 4 緊急時モニタリング結果の確認 5 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理																					
情報収集管理グループ	1 緊急時モニタリング結果の整理 2 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 3 関係機関との情報伝達																					

現 行			修 正 後			修正事由
測定分析 担当	総括連絡チーム	4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持 1 測定・分析に関するチーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理	測定分析 担当	総括連絡班	4 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持 1 測定・分析に関するチーム編成 2 指示書に基づいた測定・分析の指示 3 屋外で活動する緊急時モニタリング要員の安全管理 4 汚染管理	組織名称の修正 組織名称の修正 業務内容の見直し 組織名称の修正 業務内容の見直し
	測定採取チーム	1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取 3 積算線量計の設置・回収		測定採取班	1 空間放射線量率の測定 2 環境試料の採取	
	分析チーム	1 環境試料中の放射性物質濃度の測定 2 積算線量の測定		分析班	1 環境試料中の放射性物質濃度の測定	
<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><図3-4-2> (P41に掲載)</p> <p>2 緊急時モニタリングの実施 (1) 警戒事態のモニタリング 原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際のモニタリングに備える。 (2) 施設敷地緊急事態のモニタリング 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、事態の進展を把握するためのモニタリングを実施する。 (3) 全面緊急事態のモニタリング ○ I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。 ○ I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが十分に実施され、かつ要員及び資機材に余裕がある場合には、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集のためのモニタリング」や「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のためのモニタリング」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリングの地点図 (資料3-4-1)</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。 また、施設敷地緊急事態以後は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリング結果を国が集約し、その結果をわかりやすく、かつ迅速に公表するものとされている。</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリング情報報告様式 (資料3-4-2)</p>			<p>ウ 緊急時モニタリング実施のための通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡は、図3-4-2で示す通信連絡系統図により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><図3-4-2> (P41に掲載)</p> <p>2 緊急時モニタリングの実施 (1) 警戒事態のモニタリング 原子力施設の異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際のモニタリングに備える。 (2) 施設敷地緊急事態のモニタリング 原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、事態の進展を把握するためのモニタリングを実施する。 (3) 全面緊急事態のモニタリング ○ I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングを優先する。 ○ I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが十分に実施され、かつ要員及び資機材に余裕がある場合には、「原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集のためのモニタリング」や「原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のためのモニタリング」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリングの地点図 (資料3-4-1)</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の報告 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング結果を、随時、現地警戒本部長（災害対策本部設置後は現地本部長）に報告するものとする。 また、施設敷地緊急事態以後は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した緊急時モニタリング結果を国が集約し、その結果をわかりやすく、かつ迅速に公表するものとされている。</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリング情報報告様式 (資料3-4-2)</p>			

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第5節 防護対策</p> <p>道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) 道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。</p> <p>ア 道は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行うものとする。</p> <p>イ 道は施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりPAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、PAZ内の町村にその旨を伝達する。PAZ内の町村は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図る。</p> <p>さらに、UPZ内の町村に対し屋内退避の準備を行うよう伝達する。また、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ圏外へ移動するよう呼びかけるものとする。</p> <p>ウ 道は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置を指示した場合は、PAZ内の避難を行うため、PAZ内の町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、その確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、PAZ内の町村と連携し、国へ要請する。</p> <p>さらに、PAZ内の避難実施に併せ、UPZ内における屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請することとし、UPZ内の関係町村にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町村に対し必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>また、道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示された場合は、関係町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、その確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には関係町村と連携し国に要請する。</p> <p>なお、関係町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p> <p>エ 放射性物質が放出された後は、国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難、一時移転等の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された道は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、道は、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。</p>	<p>第5節 防護対策</p> <p>道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施</p> <p>(1) 防護措置の考え方</p> <p>道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。</p> <p>ア 警戒事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。</p> <p>(イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼する。</p> <p>また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。</p> <p>また、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。</p> <p>(イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。</p> <p>(ウ) UPZ内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。</p> <p>(エ) 道及び関係町村は、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するよう呼びかけるものとする。</p> <p>ウ 全面緊急事態における措置等</p> <p>(ア) 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合は、PAZ内の関係町村に対し、住民の避難及び安定ヨウ素剤服用等の指示を連絡する。</p> <p>また、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避の指示を連絡するとともに、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置の準備等を行うよう要請する。</p> <p>(イ) 道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡する。</p> <p>(ウ) PAZ内及びUPZ内の関係町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画に基づき、住民の避難や屋内退避等の防護対策を実施するものとする。</p> <p>エ 放射性物質放出後の措置等</p> <p>(ア) 国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うに当たり、道及びUPZ内の該当町村に対し、事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。</p> <p>指示案を伝達された道及びUPZ内の該当町村は、当該指示案に対して、速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村に対し、受入れを要請する。</p> <p>また、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難等の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。</p> <p>(ウ) UPZ内の該当町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画に基づき、避難等の受入先となる市町村や避難所となる旅館・ホテル等に受入れを要請するなど、住民の避難等の防護対策を実施するものとする。</p>	<p>住民の防護措置の明確化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>オ 大規模な放射性物質の放出により、UPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するための予防的な防護措置が必要となった場合においては、UPZ外の市町村は、国又は道の指示に基づき、住民に対する屋内退避措置を実施するものとする。</p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (別添1) OILと防護措置について (別添2) 緊急時における防護措置の概要 (資料3-5-1)</p> <p>カ <u>知事は、緊急事態応急対策の実施のため必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人員及び物資並びに輸送すべき場所及び期日を示して、緊急輸送を要請するものとする。</u></p> <p>(2) 避難の指示 ア 知事は、避難の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策区域 (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等の提供 (キ) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項 (ク) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (ケ) その他の必要な事項 イ 知事は、避難の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 ウ 関係町村長は、知事から避難の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>オ UPZ外の措置等</u> <u>(ア) 道は、UPZ外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u> <u>また、大規模な放射性物質の放出の恐れがあり、国からUPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を連絡するものとする。</u> <u>(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村の調整を行う。</u> <u>(ウ) UPZ外の該当市町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、住民の屋内退避を実施するとともに、さらに緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示等があった場合には、避難等の防護措置を実施するものとする。</u></p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (別添1) OILと防護措置について (別添2) 緊急時における防護措置の概要 (資料3-5-1)</p> <p><u>カ 削除</u></p> <p>(2) 避難等の指示 ア 知事は、避難等の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難等に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難等を行う防護対策区域 (オ) 避難等に当たっての注意事項 (カ) 避難経路における渋滞情報等の提供 (キ) 安定ヨウ素剤の服用に関する事項 (ク) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (ケ) その他の必要な事項 イ 知事は、避難等の指示等をしたときは、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、避難等を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 ウ 関係町村長は、知事から避難等の指示等を受けたときは、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路等を周知し、防護対策区域内の住民等に対して、避難等の措置を講ずるものとする。 <u>エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋内退避の検討を行う。</u> <u>ただし、地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、住民の生命の安全確保を優先して対応するものとする。</u></p>	<p>原子力災害対策指針に基づく規定の明確化</p> <p>第3章第7節「緊急輸送活動及び必需物資の調達」において必要な対応手順を定めているため、削除</p> <p>表現の適正化</p> <p>原子力防災訓練結果の反映</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>防護対策区域 (資料3-5-2) 避難先 (資料3-5-2) 避難経路 (資料3-5-4)</p> <p>(3) 避難の方法 ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、避難計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。 また、道は、関係町村の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。 なお、関係町村は、避難に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。 イ 関係町村は、避難の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で避難できない者等の救出に特に留意するものとする。 ウ 関係町村は、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。</p> <p>避難退域時検査場所候補地一覧 (案) (資料3-5-3)</p> <p>エ 関係町村は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(4) 屋内退避の指示 ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域 (オ) その他の必要な事項 イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 屋内退避が長期に渡ることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法 屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。 ア 関係町村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。 イ 道は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p>	<p>防護対策区域区 (資料3-5-2) 避難先 (資料3-5-2) 避難経路 (資料3-5-4)</p> <p>(3) 避難等の方法 ア 避難等は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとし、関係町村長は、避難計画において、具体的な避難等の方法をあらかじめ定めるものとする。 また、道は、関係町村の避難等が円滑に行われるよう支援するものとする。 なお、関係町村は、避難等に当たって自家用車を使用させる場合には、その要件や避難等を行う者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。 イ 関係町村は、避難等の措置を実施するに当たって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で避難等を実施できない者等の救出に、特に留意するものとする。 ウ 関係町村は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難等の実施状況を確認し、取りまとめるものとする。 エ 関係町村は、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において、避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。</p> <p>避難退域時検査場所候補地一覧 (案) (資料3-5-3)</p> <p>(4) 屋内退避の指示 ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避を行う防護対策区域 (オ) その他の必要な事項 イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。 ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。 エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難な場合には、地震等による影響がない避難所等を、U P Z内外を含め選定するものとする。 オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法 屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。 ア 関係町村は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。 イ 道は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや緊急速報メールを活用して必要な情報を提供し、関係町村長は、同報無線等の広報手段を用いて災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</p>	<p>字句修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>熊本地震の教訓の反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

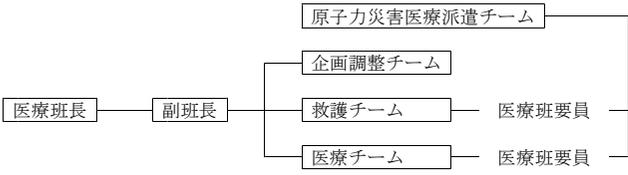
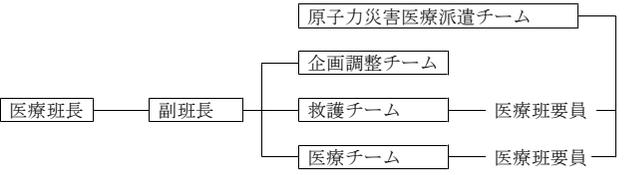
現 行	修 正 後	修正事由
<p>(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避 ア 関係町村長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。 イ 知事は、関係町村長がアの屋内退避を指示した場合は、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 ウ 道及び関係町村は、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。 エ 道及び関係町村は、国と協議の上、アの屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。</p> <p>(7) その他 本部長及び関係町村長は、避難等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、避難等の誘導の担当者もこの旨を必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 (資料3-5-6)</p> <p>2 避難の誘導 町村の職員、消防職(団)員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員は、緊密な連携の下、1-(2)で決定した防護対策区域内の避難行動の単位となる対象地区ごとに、住民等の避難等の状況、渋滞情報等を確認しながら避難等の誘導を実施するものとする。 なお、避難に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合は、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、避難所や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、避難経路の渋滞情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職(団)員数等 (資料3-5-7)</p> <p>3 一時滞り場所の設置 (1) 本部長の要請 知事は、避難の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞り場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、一時滞り場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。 (2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 知事から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。 (3) 関係町村長の措置 関係町村長は、知事から避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞り場所及び避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p>	<p>(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避 ア 関係町村長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。 イ 知事は、関係町村長がアの屋内退避を指示した場合は、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北あ後志消防組合消防長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請するものとする。 ウ 道及び関係町村は、アの屋内退避に当たって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。 エ 道及び関係町村は、国と協議の上、アの屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。</p> <p><u>放射線防護施設一覧 (資料3-5-6)</u></p> <p>(7) その他 本部長及び関係町村長は、避難等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。 また、避難等の誘導の担当者もこの旨を、必要に応じ住民等に対して伝達するものとする。</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 (資料3-5-7)</p> <p>2 避難等の誘導 町村の職員、消防職(団)員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員は、緊密な連携の下、1-(2)で決定した防護対策区域内の避難行動の単位となる対象地区ごとに、住民等の避難等の状況、渋滞情報等を確認しながら避難等の誘導を実施するものとする。 なお、避難等に際して巡視船艇を使用する場合は、海上保安官の指示に従うものとし、その他の船舶を使用する場合は、海上保安官が助言を与えることができる。 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域内の関係町村に協力し、避難所や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、避難経路の渋滞情報、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>関係町村職員、消防職(団)員数等 (資料3-5-8)</p> <p>3 一時滞り場所の設置 (1) 本部長の要請 知事は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞り場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、一時滞り場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。 (2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 知事から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。 (3) 関係町村長の措置 関係町村長は、知事から避難等の指示の連絡を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞り場所及び避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p>	<p>施設の整備状況を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>4 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 道は、関係町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。 また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。<u>入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u> また、道は、<u>国の協力のもと病院等医療機関の避難が必要となった場合は、</u>医師会等の関係機関と連携し入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。道内の医療機関では転院に対処できない場合は、<u>関係周辺都府県及び国に対し、受入れ</u>協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。<u>入所者又は利用者を避難させた場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u> また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、<u>関係周辺都府県及び国</u>に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。<u>また、生徒等を避難させた場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u></p> <p>6 仮設住宅等の活用</p> <p>道は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、<u>民間賃貸住宅</u>等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>7 警戒区域の設定</p> <p>関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、知事の指導、助言を得て、基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置</p> <p>道は、関係町村が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。</p> <p>(1) 陸上の立入制限等の措置 北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、避難の防護対策区域や警戒区域における立入制限又は立入禁止の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請する。</p> <p>(2) 海上の立入制限等の措置 海上における防護対策区域に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請すること。</p>	<p>4 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 道は、<u>関係町村と連携し、国の協力を得て、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮して避難誘導を行うとともに、避難所での生活に関しては、要配慮者の健康状態の把握や福祉施設職員等の応援体制の整備、仮設住宅への優先的入居並びに高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。</u> また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、<u>これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u> また、道は、<u>病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、</u>医師会等の関係機関と連携し入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとし、<u>道内の医療機関では転院に対処できない場合には、</u>関係都府県及び国に対し、受入協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、<u>これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u> また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、<u>関係都府県及び国</u>に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、<u>これを行った場合は、道及び避難対象区域を含む町村に対し速やかにその旨連絡するものとする。</u></p> <p>6 仮設住宅等の活用</p> <p>道は、国及び避難対象区域を含む町村と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅<u>や民間賃貸住宅等</u>、利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めることとする。</p> <p>7 警戒区域の設定</p> <p>関係町村長は、住民の防護対策及び防護対策区域が決定された場合は、知事の指導、助言を得て、基本法第63条第1項の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第3節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより住民等に対し、周知徹底を図るものとする。</p> <p>8 警戒区域の設定等の実効をあげるための措置</p> <p>道は、関係町村が設定した警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定や避難指示等の実効をあげるために、次の措置等を行うものとする。</p> <p>(1) 陸上の立入制限等の措置 北海道警察本部長に対し、防災業務関係者以外の者及びその保有車両等について、<u>避難等</u>の防護対策区域や警戒区域における立入制限又は立入禁止の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請する。</p> <p>(2) 海上の立入制限等の措置 海上における防護対策区域に該当する海域については、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとし、第一管区海上保安本部長に対し、その措置の実施について要請すること。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>9 防護対策区域及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、避難の防護対策区域及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>10 防災業務関係者の防護対策 道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。 また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとする。 <u>防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。</u> (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>11 飲食物の摂取制限等の措置 (1) 道は、<u>放射性物質が放出された後、国から、O I Lに基づき、一時移転対象区域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するように指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u> (2) 道は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。なお、国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、北海道における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。 (3) 道は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>O I Lと防護措置について (別添2) 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 (資料3-5-8)</p>	<p>9 防護対策区域及び警戒区域内の警備 北海道警察本部長及び第一管区海上保安本部長は、<u>避難等</u>の防護対策区域及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>10 防災業務関係者の防護対策 道、関係町村、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部、第一管区海上保安本部、その他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。 また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとし、<u>応急対策活動期間中の放射線防護に係る指標は、次のとおりとする。</u> (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1 Svをあわせて上限とする。</p> <p>11 応急対策活動に従事する民間事業者の防護対策 <u>道は、住民輸送業務、物資輸送業務及び道路等の復旧・維持に関する業務など応急対策活動に従事する民間事業者が適切な被ばく管理を行うため、防護服、個人線量計等必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</u> また、これらの応急対策活動を実施する民間事業者の被ばく線量は、<u>国際放射線防護委員会（ICRP）勧告における平時の一般公衆の被ばく線量限度である1 mSvを超えないよう、道と民間事業者が緊密な連携を図り、管理するものとする。</u></p> <p>12 飲食物の摂取制限等の措置 (1) 道は、<u>緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき、国から地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう指示があった場合には、その指示に基づき、当該対象区域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u> (2) 道は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。なお、国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、北海道における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。 (3) 道は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>O I Lと防護措置について (別添2) 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 (資料3-5-8)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>民間事業者の防護対策の追加</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第6節 原子力災害医療活動</p> <p>原子力災害医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は、「原子力災害医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難所等のほか、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」からなる。</p> <p>また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、原子力災害拠点病院等に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難退域時検査場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等の放射性物質の付着状況を確認するための検査を行うとともに、O I L 4以下でない住民等の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>さらに、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>また、避難退域時検査場所に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応</p> <p>原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>(3) 原子力災害拠点病院における対応</p> <p>原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には、線量測定除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等 <p>(4) 高度被ばく医療支援センターにおける対応</p> <p>高度被ばく医療支援センターは、<u>放射線医学総合研究所</u>、長崎大学、福島県立医科大学、広島大学及び弘前大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 	<p>第6節 原子力災害医療活動</p> <p>原子力災害医療活動の体制や実施内容等について、その詳細は、「原子力災害医療活動実施要領」によるものとする。</p> <p>1 原子力災害医療活動の基本的体制</p> <p>原子力災害医療体制は、原子力発電所の医療施設や避難所等のほか、原子力災害医療や原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」からなる。</p> <p>また、原子力災害医療活動は、次の区分、段階により行う。</p> <p>(1) 原子力発電所や避難退域時検査場所等における対応</p> <p>ア 原子力発電所における対応</p> <p>応急処置とともに、簡易な測定等による汚染の把握（サーベランス）、スクリーニングを行った後、除染や汚染の拡大防止の措置を行い、原子力災害拠点病院等に患者を搬送する。</p> <p>イ 避難退域時検査場所等における対応</p> <p>道は関係機関の協力を得て、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等の放射性物質の付着状況を確認するための検査を行うとともに、O I L 4以下でない住民等の情報の収集、ふき取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送の決定等を行う。</p> <p>さらに、避難住民等に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させる。</p> <p>また、避難退域時検査場所に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。</p> <p>(2) 原子力災害医療協力機関における対応</p> <p>原子力災害医療協力機関は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。 ・被災者の放射性物質による汚染の測定を行うこと。 ・「原子力災害医療派遣チーム」を保有し、その派遣を行うこと。 ・救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣を行うこと。 ・避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣を行うこと。 ・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。 ・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。 <p>(3) 原子力災害拠点病院における対応</p> <p>原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には、線量測定除染処置及び専門的な医療対応を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー設備等による身体の除染 ・局所又は高線量被ばく患者の診療 ・内部被ばくの可能性がある者の診療 ・合併症の根本的な治療 ・高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送の判断等 <p>(4) 高度被ばく医療支援センターにおける対応</p> <p>高度被ばく医療支援センターは、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、長崎大学、福島県立医科大学、広島大学及び弘前大学が担い、原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に対して必要な支援及び専門的助言を行う。</p> <p>なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な外部被ばく患者の診療 ・長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療 ・重篤な合併症の診療 ・様々な医療分野にまたがる高度の総合的な集中治療等 	<p>名称変更 (H28. 4. 1)</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(5) 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応 原子力災害医療・総合支援センター（北海道は、弘前大学が担当）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。 なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。 ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整</p> <p>(6) 道における対応 知事は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、本部内に組織される保健福祉班に原子力災害対策指針に定める原子力災害医療調整官として別に定めるものを長とする原子力災害医療チームを置く。 原子力災害医療チームは、現地警戒本部又は現地本部の医療班と連携して、必要に応じて次の対応を行う。 ・被ばく傷病者等の搬送先を医療機関、消防機関等に指示 ・他府県に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請 ・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の投与について伝達</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制 (1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 道は、医療チーム等の設置に当たり、必要に応じて独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、避難退域時検査等の支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の<u>取り扱い</u>に習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて高度被ばく医療支援センターからの専門派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、避難退域時検査場所等において住民等の検査、簡易除染等を実施するとともに、簡易除染等によってもO I L 4以下とならない場合や内部被ばくが疑われる場合には、指定した原子力災害拠点病院に搬送するための準備を行うものとする。 また、救護チームは、屋内退避施設、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。 なお、UPZ内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、避難の防護対策区域に決定した場合は避難することとし、企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p>	<p>(5) 原子力災害医療・総合支援センターにおける対応 原子力災害医療・総合支援センター（北海道は、弘前大学が担当）は、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。 なお、原子力災害拠点病院等における対応に加えて、次の診療等を行う。 ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整</p> <p>(6) 道における対応 知事は、原子力災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、本部内に組織される保健福祉班に、<u>原子力災害対策指針に定める原子力災害医療調整官として別に定めるものを長とする原子力災害医療チームを置く。</u> 原子力災害医療チームは、現地警戒本部又は現地本部の医療班と連携して、必要に応じて次の対応を行う。 ・被ばく傷病者等の搬送先を医療機関、消防機関等に指示 ・他府県に対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請 ・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の投与について伝達</p> <p>2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制 (1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請 道は、医療チーム等の設置に当たり、必要に応じて独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社北海道支部等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 また、避難退域時検査等の支援のため、原子力事業者及び防災関係機関に対し、サーベイメータ類の<u>取扱い</u>に習熟している要員の派遣を要請する。</p> <p>(3) 医療班の組織及び業務 医療チームは、必要に応じて高度被ばく医療支援センターからの専門派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、避難退域時検査場所等において住民等の検査、簡易除染等を実施するとともに、簡易除染等によってもO I L 4以下とならない場合や内部被ばくが疑われる場合には、指定した原子力災害拠点病院に搬送するための準備を行うものとする。 また、救護チームは、屋内退避施設、避難所等において、一般傷病者に対する医療活動を実施するとともに、住民等の健康管理を行うものとする。 なお、UPZ内の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施するものとするが、<u>避難等の防護対策区域に決定した場合は避難等を行う。その際、</u>企画調整チームは、緊急時モニタリング結果及び医療活動に必要な情報の提供を行うなど、連絡調整を図るものとする。</p> <p>ア 医療班の組織 医療班は班長、副班長及びその他の要員をもって構成するものとし、医療班の組織は、図3-6-1のとおりとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由																								
<p style="text-align: center;">図 3-6-1 医療班の組織図</p>  <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 502 869 837"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。</td> <td>1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。</td> <td>避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施</td> </tr> <tr> <td>医療チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。</td> <td>避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。</p> <p>医療班のチーム編成 (資料 3-6-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料 3-6-2)</p> <p>企画調整チーム、救護チーム及び医療チームには責任者をおき、各責任者はそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施</p> <p>(1) 原子力災害医療活動の実施 原子力災害医療活動は、図 3-6-2 で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容</p> <p>ア 救護所の開設 医療班長は、住民等に対する屋内退避又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに対し、避難退域時検査場所等の必要と認められる場所に救護所を開設するよう指示する。</p> <p>イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。</p> <p>ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設	救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施	医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。	避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備	<p style="text-align: center;">図 3-6-1 医療班の組織図</p>  <p>イ 医療班等の編成基準及び業務は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 502 1814 837"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編成基準</th> <th>業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。</td> <td>1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。</td> <td>避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施</td> </tr> <tr> <td>医療チーム</td> <td>放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。</td> <td>避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 救急搬送は、消防機関の救急隊員等が当たる。</p> <p>医療班のチーム編成 (資料 3-6-1) 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等 (資料 3-6-2)</p> <p>企画調整チーム、救護チーム及び医療チームには責任者をおき、各責任者はそれぞれチームの所掌に係る業務を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を随時報告するものとする。</p> <p>3 原子力災害医療活動等の実施</p> <p>(1) 原子力災害医療活動の実施 原子力災害医療活動は、図 3-6-2 で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 避難住民等に対する医療活動の実施内容</p> <p>ア 救護所の開設 医療班長は、住民等に対する屋内退避又は避難が決定され、災害対策本部から救護所の開設の指示があったときは、企画調整チーム及び救護チームに対し、避難退域時検査場所等の必要と認められる場所に救護所を開設するよう指示する。</p> <p>イ 救護所の責任者 救護所には、責任者及び副責任者を置き、責任者には救護チームの医師を、副責任者には医療チームの医師をあてる。</p> <p>ウ 一般医療の実施 救護チームは、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</p>	チーム名	編成基準	業 務	企画調整チーム	主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設	救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施	医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。	避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備	
チーム名	編成基準	業 務																								
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設																								
救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施																								
医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。	避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備																								
チーム名	編成基準	業 務																								
企画調整チーム	主として北海道保健福祉部並びに後志総合振興局保健環境部保健行政室及び岩内地域保健室職員によって編成する。	1 原子力災害医療活動実施のための情報収集 2 原子力災害医療活動実施に係る諸調整 3 原子力災害医療活動に関する情報の収集及び連絡 4 避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設																								
救護チーム	派遣される医療機関ごとに編成し、チーム数は災害の態様によって決定する。	避難退域時検査場所及び避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する医療活動の実施																								
医療チーム	放射線医療に従事する医師、看護師等によって編成する。	避難退域時検査場所における住民等に対する検査、簡易除染及び原子力災害拠点病院への搬送準備																								

現 行	修 正 後	修正事由
<p>エ 避難退域時検査の実施 医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果がO I L 4以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p style="text-align: center;">O I Lと防護措置について (別添2)</p> <p>カ 原子力災害拠点病院等への搬送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の原子力災害拠点病院等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部の原子力災害医療チームを通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p>(3) 泊発電所内における医療活動の実施 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。搬送に<u>あ</u>たっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 知事は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からのP A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続きによって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。 また、U P Z内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、知事は、避難等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。 なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-6-2＞ (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 道は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p>	<p>エ 避難退域時検査の実施 医療チームは、O I Lに基づく避難等の指示を受けた住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果がO I L 4以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。</p> <p>オ 簡易除染の方法 検査の結果、O I L 4以下でない住民、車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。</p> <p style="text-align: center;">O I Lと防護措置について (別添2)</p> <p>カ 原子力災害拠点病院等への搬送 医療班長は、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする また、医療班長は、関係町村等から被ばく患者の原子力災害拠点病院等への搬送について要請があった場合は、災害対策本部の原子力災害医療チームを通じ、消防庁等に対し搬送手段の優先的確保などについて要請するものとする。</p> <p>(3) 泊発電所内における医療活動の実施 泊発電所内で被ばく患者が発生した場合、泊発電所内の医療施設において、汚染検査、除染、必要な応急措置を行うとともに、被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に基づき、災害対策本部の原子力災害医療チームが指定した原子力災害拠点病院等に搬送するものとする。搬送に<u>当</u>たっては、発電所の放射線管理要員が随行するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用の指示 知事は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からのP A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続きによって、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。 また、U P Z内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、知事は、避難等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。 なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-6-2＞ (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動及び必需物資の調達 1 緊急輸送活動 (1) 緊急輸送の順位 道は、関係町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p>	<p style="text-align: center;">表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。 (ア) 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) 屋内退避施設、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 道は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 イ 道は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面総監部、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。 ウ 道は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。 エ 道は、ウによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p style="text-align: right;">原子力災害時における住民避難用バスの確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針 北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。 イ 交通の確保 北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 また、交通規制を行うため、必要に応じて、一般社団法人北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。 北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達 (1) 飲料水及び飲食物の供給 知事は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画第5章第16節（給水計画）及び同章第15節（食糧供給計画）に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。 (ア) 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材 (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 (ウ) 避難者、負傷者等 (エ) 屋内退避施設、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材 (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 ア 道は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。 イ 道は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、関係町村長の実施する住民等の避難に要する車両について、陸上自衛隊北部方面総監部、公共輸送機関等に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。 ウ 道は、人員、車両等に不足が生じた場合は、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて、周辺市町村に支援を要請するものとする。 エ 道は、ウによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p style="text-align: right;">原子力災害時における住民避難用バスの確保について (資料3-7-1) 緊急輸送車両状況 (資料3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保 ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針 北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制にあたっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。 また、道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。 イ 交通の確保 北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。 北海道警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。 また、交通規制を行うため、必要に応じて、一般社団法人北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。 北海道警察本部は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>2 生活必需物資の調達 (1) 飲料水及び飲食物の供給 知事は、関係町村長に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、北海道地域防災計画 <u>(本編)</u> 第5章第16節（給水計画）及び同章第15節（食糧供給計画）に基づき、関係市町村長及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(2) 生活必需物資の供給 知事は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策区域住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。 また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には<u>国又は原子力災害対策本部</u>に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置 (1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。 また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。 道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となつて行う応急対策を支援する。 (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。 さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。 (ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (オ) モニタリングの実施 (カ) 遮へい対策の実施 (キ) 立入制限区域の設定 (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置 (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>(2) 生活必需物資の供給 知事は、原子力災害時において、退避等の措置を講じた関係町村長から防護対策区域住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保要請があったときは、関係機関と調整をとり、必需物資を調達し、関係町村長とともにその供給を行うものとする。 なお、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、<u>国又は国の現地対策本部</u>に物資の調達を要請する。</p> <p>第8節 行政機関の業務継続に係る措置 (1) 道は、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。 また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 道は、関係町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。 道及び関係市町村は、原子力事業者及び国が主体となつて行う応急対策を支援する。 (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発生後又は発生^生の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。 さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。 (ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 (ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (オ) 緊急時モニタリングの実施 (カ) 遮へい対策の実施 (キ) 立入制限区域の設定 (ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置 (ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関（関係市町村）は、直ちにその旨を道（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等 知事（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。 なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 道は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 道は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。<u>また、解除実施状況を確認するものとする。</u> 北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>	<p>(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。</p> <p>(6) 道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第2節 現地事後対策連絡会議の出席等 知事（本部長）は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、現地本部要員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。 なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 道は、国及び関係町村と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 道は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する<u>とともに、解除の実施状況を確認するものとする。</u> 北海道警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録 道は、関係町村に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式 (資料4-6-1)</p> <p>2 損害調査の実施 道は、関係町村に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。</p> <p>(1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 道は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 道は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 道は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 道は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p>	<p>第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災住民の登録 道は、関係町村に対し、屋内退避等の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等について、登録するよう指示するものとする。</p> <p>被災地住民登録様式 (資料4-6-1)</p> <p>2 損害調査の実施 道は、関係町村に対し、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するよう指示するものとする。</p> <p>(1) 屋内退避、避難等の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町村長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 道は、関係町村と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対して、健康調査を実施し、住民等の健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録等の作成 道は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。</p> <p>第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 道は、原子力緊急事態解除宣言後においても、環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 道は、国及び関係町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった関係町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 道は、関係町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第10節 被災中小企業等に対する支援 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 道は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 道は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策 1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>第10節 被災中小企業等に対する支援 道は、国、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 道は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、関係町村及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視 道は、国、関係町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策 1 災害復旧計画の作成 原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力 原子力事業者は、環境放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道、関係町村に貸与するものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応 初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <p>注) モニタリング情報共有システムにより、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有を図るほか、測定分析担当の測定・採取班及び分析班の測定結果等のデータを携帯電話回線で伝送する。</p>	<p>図3-4-2 緊急時モニタリング実施通信連絡系統図</p> <p>注) モニタリング情報共有システムにより、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有を図るほか、測定分析担当の測定・採取班及び分析班の測定結果等のデータを携帯電話回線で伝送する。</p>	<p>組織名称の修正 緊急時モニタリング情報 集約系統の修正</p>

泊地域原子力防災協議会作業部会の今後の進め方（案）

平成 29 年 3 月 8 日

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と自治体が一体となって継続的に、その充実・強化に努めていく必要がある。

具体的には、国、道及び関係 13 町村が共同で避難計画を含む緊急時対応に基づき、防災関係機関の参加・協力を得て防災訓練を毎年実施し、その訓練結果から反省点を抽出し、反省点を踏まえ地域防災計画・避難計画の改善を行い、その実効性を確保するものとする。

このように、訓練の実施を通じた P D C A サイクルにより、原子力防災対策を継続的に、充実・強化していくことが必要不可欠である。

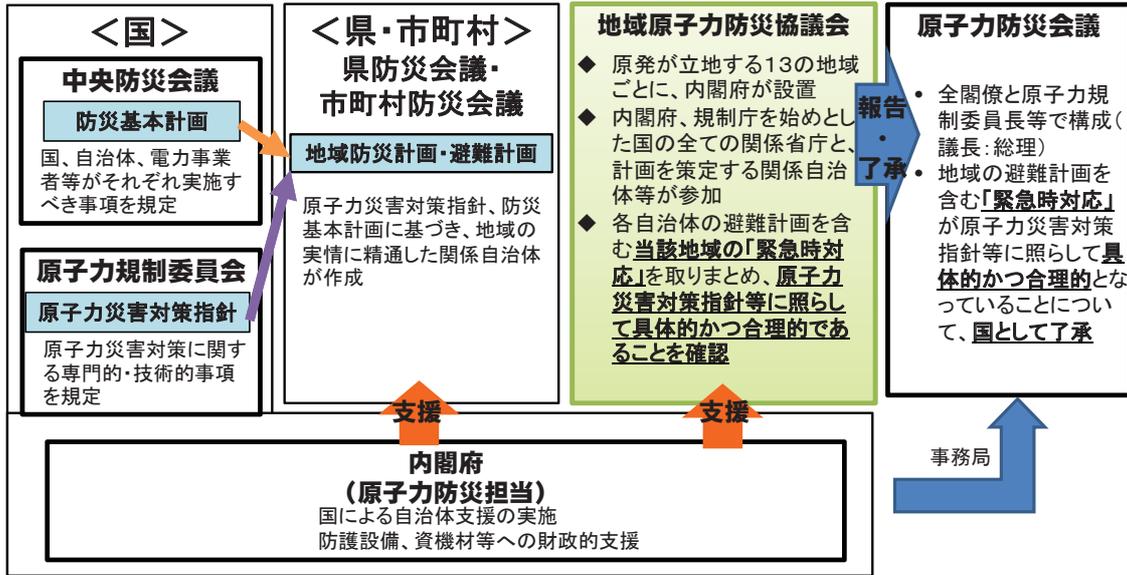
上記の作業を円滑に進めるため、作業部会を定期的を開催することとし、開催時期や内容は、以下のとおりとする。

【作業部会の開催イメージ】

開催時期	主な内容
○訓練実施前 (訓練 3 ヶ月前を目途)	北海道原子力防災訓練計画（案）について
訓練の実施 (国、道及び関係 13 町村が共同実施)	
○訓練実施後 (年度末を目途)	北海道原子力防災訓練結果報告書（案）について 北海道地域防災計画修正（案）について（※修正がある場合）

※北海道地域防災計画の修正等に伴い、必要がある場合には、緊急時対応の改定（案）を作成し、「泊地域原子力防災協議会」において確認を得ることとする。

地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
- 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
- 関係する民間団体への協力要請など、**全国レベルでの支援も実施**
- 一旦策定した計画についても、**確認・支援を継続して行き、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

国と地方公共団体との連携強化について

原子力災害時におけるオフサイトの原子力防災に関する国と関係自治体との連携強化について、諸外国の事例も踏まえ、現行の地域別のワーキングチームの取組を以下のとおり強化する。

（平成27年3月31日中央防災会議決定「防災基本計画」に記載）

<ワーキングチームを核とする連携強化の方向性>

1. 訓練の実施を通じたPDCAサイクルの導入

- ✓ ワーキングチームにおいて、避難計画を含む緊急時対応の確認を行った地域について、緊急時対応の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加えて、確認を行った緊急時対応に基づく定期的な防災訓練の実施（Do）、訓練結果からの反省点の抽出（Check）、当該反省点をふまえた改善（Action）という**PDCAサイクル**を導入
- ✓ 防災訓練に関する新しい取組の導入に際しては、国際原子力機関（IAEA）が公表している訓練のガイダンスを参照し、当事者である道府県の意見を踏まえて、具体的な仕組みを整備

2. オフサイト防災における原子力事業者の役割

- ✓ 原子力災害時に、原子力事業者に対してオフサイト緊急時対応としてどのような協力を求めるかについて、各地域のワーキングチームにおいて個別具体的に調整した上で、**関係自治体の地域防災計画等にその内容を具体的に規定**

⇒ 上記の機能強化を行うとともに、名称を「地域原子力防災協議会」に改称

⇒ これらの取組を「防災基本計画」にも明確に位置付け、各地域においてしっかりと定着